

平成 30 年度大阪府小・中学校新教育課程研究協議会  
実施要項

1 目的

新学習指導要領の実施に向けて、新教育課程についての説明、優れた実践等についての情報交換等を行い、小学校、中学校、義務教育学校において新学習指導要領の趣旨に基づいた教育活動の円滑な実施に資することを目的とする。

2 主催

大阪府教育庁

3 実施形態

(1) 大阪府小・中学校新教育課程研究協議会は、「大阪府小・中学校指導主事等新教育課程研究協議会」と「各地区研究協議会」によって、構成するものとする。

(2) 大阪府小・中学校新教育課程研究協議会は、次の部会を設置する。

・全体会

・部会

(小学校) 総則、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語・外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

(中学校) 総則、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動

4 大阪府小・中学校指導主事等新教育課程研究協議会

(1) 大阪府教育庁は、各市町村教育委員会の指導主事・校長等を対象とする「大阪府小・中学校指導主事等新教育課程研究協議会」を開催する。(以下、「指導主事等研究協議会」という。)

(2) 実施時期は、夏季は、平成 30 年 8 月 17 日(金)、冬季は、平成 31 年 2 月 15 日(金)とする。

(3) 実施会場は大阪府教育センター等とする。

(4) 夏季に全体会、冬季に全体会及び部会を開催する。

(5) 全体会には、各市町村教育委員会の指導主事等以外に、府立支援学校(小・中学部)、国立及び私立学校の校長・副校長・准校長及び教頭も参加できるものとする。

(6) 各部会には、各市町村教育委員会の指導主事等以外に、私立学校全体から選ばれた教科ごとの代表者等も参加できるものとする。

(7) 各市町村教育委員会の各部会への参加者は 1 名とする。

5 各地区研究協議会

(1) 各市町村教育委員会は、各地区で協力するなどして、地区内または所管する学校の校長及び教員を対象とする「各地区研究協議会」を開催する。

(2) 実施時期は、各地区の状況に応じて、適切な時期とする。

(3) 実施会場は学校等とする。

(4) 各地区の状況に応じた全体会、または部会等を開催する。

- (5) 部会を設ける場合には、各学校からの参加人数は、各部会に付き1名以上とする。ただし、技術・家庭部会は2名とする。
- (6) 「各地区研究協議会」実施後の質問等がある場合については、各地区の担当者がとりまとめ、文書（メール）で、大阪府教育センターカリキュラム開発部小中学校教育推進室に提出するものとする。
- (7) 各市町村教育委員会は、各地区研究協議会の実施計画書及び実施報告書等を大阪府教育センターカリキュラム開発部小中学校教育推進室に提出するものとする。